

## 誓 約 書

加古川市ゼロカーボンパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）の締結に当たり、加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとなるよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約いたします。

なお、貴市が必要と認めた場合には、求めに応じ速やかに役員等名簿を提出するとともに、この誓約書の写し及び役員等名簿の情報を兵庫県加古川警察署長（以下「加古川警察署長」という。）に提供すること、加古川警察署長に下記の誓約事項(1)に関して意見照会すること並びに加古川警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は貴市関係組織又は公営企業等に提供することについて同意します。

### 記

#### 誓約事項

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しません。  
ア 条例第2条第1号に規定する暴力団  
イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員  
ウ 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）別表第2項に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）  
エ 要綱別表の第3項から第5項までに規定する事業者
- (2) 前号に違反したときには、協定の解除、その他の貴市が行う一切の措置について異議を述べません。
- (3) 本協定の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときには、貴市に報告するとともに加古川警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

令和 年 月 日

加 古 川 市 長 様

住 所  
(所在地)  
事 業 所 名

代表者役職名

代表者氏名

(署名又は記名押印)

電 話

電子メール

(参考 契約事項(1)関係)

加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号） 抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。  
(以下略)

加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱 抜粋

別表

2	暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
3	暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号に規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
4	暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
5	次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1)自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2)暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3)前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） 抜粋

(定義)

第2条

- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

…略…

- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

…略…

(暴力的 requirement 行為の禁止)

第9条

2 1

- 口 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

(以下略)